

○倉敷市行政措置予防接種事故災害補償規則

平成12年12月15日

規則第67号

改正 平成17年7月15日規則第95号

平成18年5月12日規則第62号

平成21年8月19日規則第75号

平成22年7月5日規則第53号

平成22年10月15日規則第68号

平成22年12月16日規則第75号

平成23年3月31日規則第23号

平成23年7月1日規則第45号

平成23年11月21日規則第60号

平成24年4月25日規則第51号

平成25年2月15日規則第3号

平成25年4月1日規則第58号

平成25年7月31日規則第69号

平成25年11月1日規則第82号

平成26年9月30日規則第68号

平成27年5月12日規則第58号

平成29年5月16日規則第38号

平成30年5月11日規則第49号

令和元年5月10日規則第50号

令和2年5月7日規則第54号

令和2年8月6日規則第74号

令和5年6月20日規則第66号

令和6年4月25日規則第68号

令和6年5月31日規則第74号

(趣旨)

第1条 この規則は、本市が行政措置として実施する法定外の予防接種に係る事故の災害補償

について必要な事項を定めるものとする。

(補償の対象)

第2条 本市は、次条に規定する補償を対象とする予防接種を行ったことにより、第4条に規定する補償対象者に、死亡又は身体障害（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）別表第2に定める障害に限る。）が発生した場合には、当該補償対象者に対し、第5条に規定する補償を行うものとする。

(対象とする予防接種)

第3条 補償の対象とする予防接種は、法定外の予防接種のうち、別表に定めるもの及び国内で流行がみられ本市が接種を勧める予防接種とする。ただし、厚生労働大臣の承認を受けたワクチンを接種するものに限る。

2 前項に規定する予防接種のうち、本市が他の市町村等に委託して行う予防接種は、本市が行う予防接種とみなす。

3 第1項に規定する予防接種のうち、本市が他の市町村から委託を受けて行う予防接種については補償の対象としないものとする。

(補償対象者)

第4条 補償の対象となる者は、倉敷市に在住する者で前条に規定する補償の対象とする予防接種を本市が行政措置の予防接種を実施することを認めた医療機関等で受けた者とする。

2 前項に規定する補償の対象者が死亡した場合には、当該補償の対象者の法定相続人に補償を行うものとする。

(補償基準及び補償金額)

第5条 補償は、次に掲げる補償基準及び補償金額に基づいて行うものとする。

(1) 補償基準

補償の対象者の事故（身体障害）が発覚した日から180日以内に死亡若しくは政令別表第2に定める障害を被った場合に限る。ただし、180日以内に障害の程度が確定しない場合は、最終日の前日の医師の診断に基づきその障害の程度を決定するものとする。

(2) 補償金額

ア 死亡の場合（以下「死亡補償金」という。） 46,700,000円

イ 障害の場合（以下「障害補償金」という。）

(ア) 政令別表第2の障害等級1級の場合 46,700,000円

(イ) 政令別表第2の障害等級2級の場合 31,096,000円

(ウ) 政令別表第2の障害等級3級の場合 23,739,000円

2 前項に規定する死亡補償金と障害補償金とは、同一事故に関し重複して支給しない。

(損害賠償の免責)

第6条 本市は、この規則による補償を行った場合において、同一の事由については、その補償した額の限度において、民法（明治29年法律第89号）又は国家賠償法（昭和22年法律第125号）による損害賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(ロタウイルス予防接種に係る補償の特例)

2 第3条第1項及び別表の規定にかかわらず、令和2年7月31日以前に生まれた者が受ける倉敷市行政措置予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則（令和2年倉敷市規則第74号）による改正前の別表に規定するロタウイルス予防接種については、補償の対象とする。

附 則（平成17年7月15日規則第95号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年5月12日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年8月19日規則第75号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年7月5日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年10月15日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の倉敷市予防接種事故災害補償規則の規定は、平成22年10月1日から適用する。

附 則（平成22年12月16日規則第75号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の倉敷市予防接種事故災害補償規則の規定は、平成22年11月26日から適用する。

附 則（平成23年3月31日規則第23号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月1日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年11月21日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年4月25日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月15日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月31日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年11月1日規則第82号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第68号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年5月12日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年5月16日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の倉敷市行政措置予防接種事故災害補償規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月11日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の倉敷市行政措置予防接種事故災害補償規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年5月10日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の倉敷市行政措置予防接種事故災害補償規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年5月7日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の倉敷市行政措置予防接種事故災害補償規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年8月6日規則第74号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に改正前の別表の規定によるロタウイルス予防接種を受けた者に係る災害補償については、なお従前の例による。

附 則（令和5年6月20日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の倉敷市行政措置予防接種事故災害補償規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年4月25日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和6年5月31日規則第74号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の倉敷市行政措置予防接種事故災害補償規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

予防接種の種類	備考
インフルエンザ予防接種	予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づいて本市が行うインフルエンザ予防接種事業の対象とならない者に対して行うものに限る。
おたふくかぜ予防接種	20歳未満の者に対して行うものに限る。
法第2条第2項に規定するA類疾病の予防接種	20歳未満の者に対し、定期予防接種の期間以外に行うものに限る。ただし、ポリオ予防接種

	にあつては、昭和５０年１月１日から昭和５２年１２月３１日までに生まれた者に対して行うものを含む。
肺炎球菌予防接種（肺炎球菌ワクチン）	６５歳以上の者（法第５条第１項の規定に基づいて本市が行う肺炎球菌予防接種事業の対象となる者を除く。）に対して行うものに限る。
風しん予防接種	２０歳以上の者に対して行うものに限る。
新型コロナウイルス予防接種	法第５条第１項の規定に基づいて本市が行う新型コロナウイルス予防接種事業の対象とならない者に対して行うものに限る。